

令和4年2月24日
第八管区海上保安本部
海上保安学校

第八管区海上保安本部・海上保安学校

定例記者懇談会

- 1 日時
令和4年2月24日（木）午後2時00分から
- 2 場所
舞鶴港湾合同庁舎2階 第1会議室
- 3 発表事項
＜第八管区海上保安本部＞
 - ・海上保安官採用試験及び海上保安学校学生採用試験（特別）について
 - ・航路標識協力団体の指定について
＜海上保安庁保安学校＞
 - ・卒業式の実施について（連絡事項）
- 4 業務説明
＜第八管区海上保安本部 警備救難部＞
 - ・搬送法について

令和4年3月業務予定

日	曜	業務内容	備考
継続			
1	火		上旬
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		中旬
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金	海上保安官採用試験(大卒者対象)・海上保安学校学生採用試験(特別)採用試験申込開始	
19	土		
20	日		
21	月		下旬
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
31	木	定例記者懇談会	



【問合せ先】

第八管区海上保安本部
総務部人事課長 羽賀田 亨
Tel.0773-76-4100（内線 2130）

令和 4 年 2 月 1 日
第八管区海上保安本部

海上保安官採用試験 及び

海上保安学校学生採用試験（特別）について

～日本の海を守る！未来の海上保安官募集！～

海上保安庁では、2022 年度海上保安官採用試験及び 2022 年度海上保安学校学生採用試験（特別）を実施します。

試験の詳細・申込みに関するお問い合わせは、第八管区海上保安本部総務部人事課までお願いします。

1 海上保安官採用試験（大卒者対象）

採用後は、海上保安大学校（呉市）において、2 年間の幹部海上保安官として必要な研修を行うとともに、航海または機関の各専攻に分かれ、専門的な知識を習得します。研修終了後は、幹部海上保安官として巡視船に乗り組み、海上における犯罪の取締り、領海警備、海難救助、海上交通の安全の確保等の海上保安業務に従事します。

（1）受験資格

1992（平成 4）年 4 月 2 日以降生まれの者で、大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び 2023（令和 5）年 3 月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者。

（2）採用予定数

約 30 名

採用予定数は 2 月 1 日現在の見込みであり、今後変動する場合があります。変動があった場合には最新の情報を 3 月下旬に、別途人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報 NAVI）に掲載する予定ですので、ご確認ください。

（3）試験地

第 1 次試験地 舞鶴市ほか全国 10 ヶ所

第 2 次試験地 舞鶴市ほか全国 10 ヶ所

(4) 試験日程

		日程
申込	インターネット	3月18日(金)~4月4日(月)
	第1次試験日	6月5日(日)
	第1次試験 合格発表日	7月6日(水)
	第2次試験日	7月12日(火)~7月20日(水)
	最終合格発表日	8月16日(火)
	入校年月	2023(令和5)年4月

(5) 身分及び給与

採用と同時に国家公務員となり、採用当初の給与の額は、182,200円です。

※ この額は、「一般職の職員の給与に関する法律」の規定によるもので、行政職俸給表(一)1級25号俸が適用された2022(令和4)年4月1日の給与の例です。

※ 上記のほか次のような諸手当が支給されます。

扶養手当…扶養親族のある者に支給。子月額10,000円等

期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)…1年間に俸給等の約4.30月分

2 海上保安学校学生採用試験(特別)

採用後は、海上保安学校(舞鶴市)において海上保安業務に必要な学科、技術などについて1年間の教育を受けた後、海上保安官として領海警備、海難救助、海上犯罪の取締りなどの業務のほか、船舶の運航・整備、機関の運転・整備、経理・補給・庶務・調理の業務に従事します。

(1) 受験資格

- ① 2022(令和4)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していない者及び2022年9月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 高等専門学校の第3学年の課程を修了した者であって、2022(令和4)年4月1日において当該課程を修了した日の翌日から起算して13年を経過していないもの等人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 採用予定数

約250名

採用予定数は2月1日現在の見込みであり、今後変動する場合があります。変動があった場合には最新の情報を3月下旬に、別途人事院ホームページ(国家公務員試験採用情報NAV I)に掲載する予定ですので、ご確認ください。

(3) 試験地

第1次試験地 京都市、舞鶴市及び米子市ほか全国35ヶ所

第2次試験地 舞鶴市ほか全国11ヶ所

(4) 試験日程

		日程
申込	インターネット	3月18日(金)~3月25日(金)
	第1次試験日	5月15日(日)
	第1次試験 合格発表日	6月3日(金)
	第2次試験日	6月8日(水)~6月29日(水)
	最終合格発表日	7月29日(金)
	入校年月	2022(令和4)年10月

(5) 身分及び給与

- 採用と同時に国家公務員となり、採用当初の給与の額は、150,600円です。
- ※ この額は、「一般職の職員の給与に関する法律」の規定によるもので、行政職俸給表(一)1級5号俸が適用された2022(令和4)年4月1日の給与の例です。
- ※ 上記のほか次のような諸手当が支給されます。
- 扶養手当…扶養親族のある者に支給。子月額10,000円等
 - 期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)…1年間に俸給等の約4.30月分

3 その他

これらの試験に関する詳細は、海上保安庁のホームページ
[<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/>]又は、
第八管区海上保安本部総務部人事課第三人事係[TEL:0773-76-4100]
までお問い合わせ下さい。



問合せ先：第八管区海上保安本部交通部

企画課長 大谷 良彦

TEL 0773-76-4100（内線 2610）

令和4年2月24日

第八管区海上保安本部

「航路標識協力団体」として管内2団体を指定 ～航路標識の管理の充実のため新制度を開始～

このたび、第八管区海上保安本部では、航路標識協力団体制度が創設（令和3年11月）されて初めて、出雲日御碕灯台（島根県出雲市）で活動を行う2団体を指定しました。

今後、灯台の環境整備など航路標識の維持をはじめ、航路標識に関する知識の普及及び啓発を、指定した団体と協力し実施していきます。

1 航路標識協力団体制度（別添1）

全国の灯台の中には、灯台を地域のシンボルとして考え、灯台の敷地の清掃や草刈等の活動に取り組んで頂いている民間団体等があります。航路標識協力団体制度は、これらの活動を自発的に行う民間団体等を「航路標識協力団体」として指定する制度であり、これにより、航路標識管理体制の充実や地域の活性化を図ります。

なお、航路標識協力団体が行う主な活動は例えば次のとおりです。

また、航路標識協力団体に対しては、海上保安庁から必要な情報提供、助言等を行い、航路標識の維持管理等に係る取組みを促進します。

- 灯台の錆落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈
- 灯台に関する歴史的資料の収集、保管
- 灯台の歴史調査、構造調査
- 灯台の一般公開、歴史的資料の展示、ワークショップ開催、ツアーガイド

2 指定団体及び活動内容

（1）公益社団法人 燈光会

灯台の一般公開、航路標識の知識普及に係る資料展示、灯台に関する歴史資料の収集、保管等

（2）日御碕を美しくする会

灯台周辺の草刈等

3 指定日

令和4年2月22日（火）

4 ※指定書交付式

※取材希望される方は現地へお越しください。

(1) 日時

※コロナウィルスの感染状況により中止・変更となる場合があります。

令和4年3月3日(木)午前11時半から

(2) 場所

出雲日御碕灯台（島根県出雲市大社町日御碕）

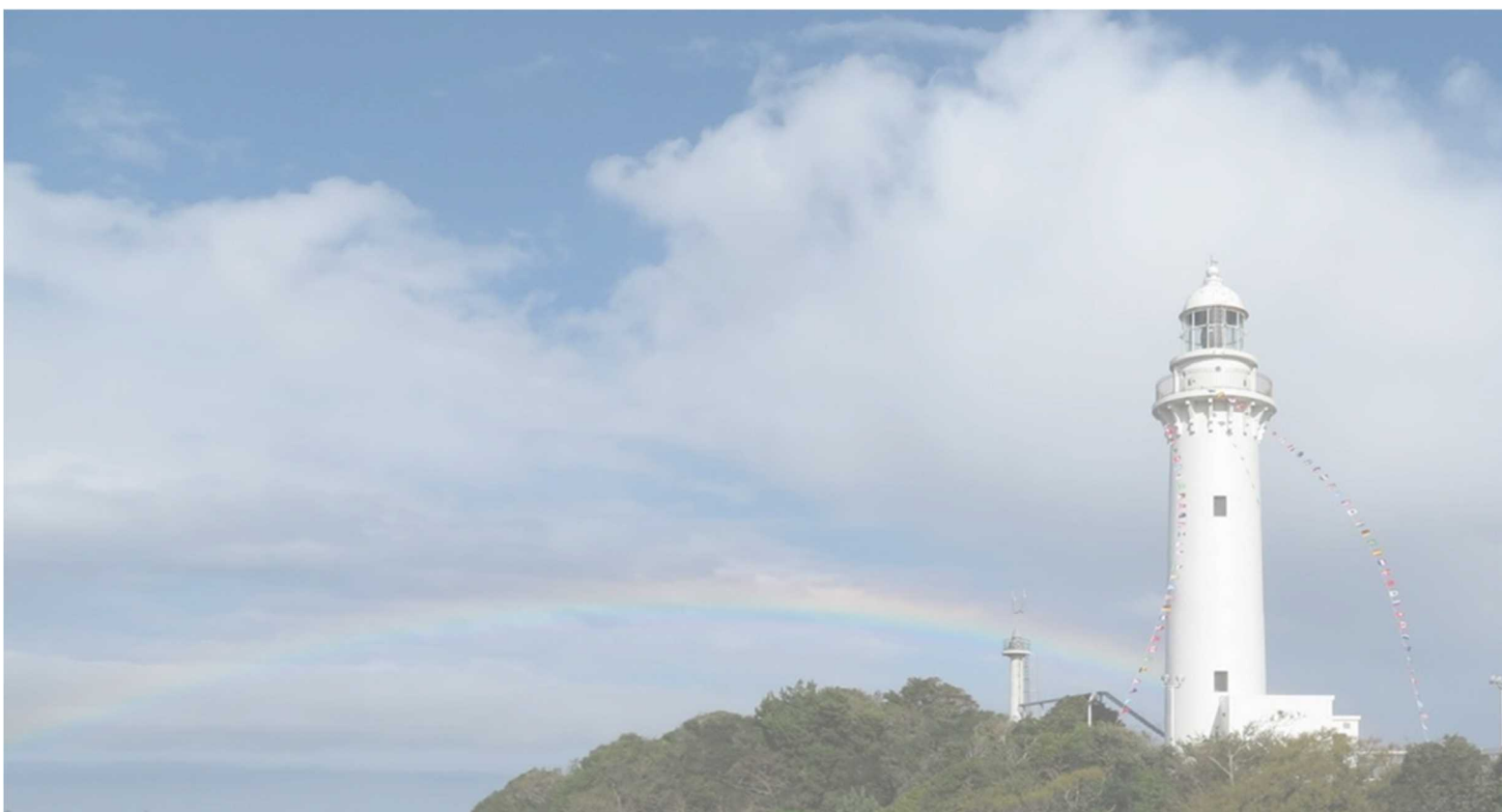
雨天の場合：資料館（灯台敷地内所在）

(3) 問い合わせ先

境海上保安部 交通課 TEL0859-42-2534

航路標識協力団体制度

令和3年11月、航路標識法の改正により、「航路標識協力団体制度」が創設されました。海上保安庁では、航路標識の維持管理等の活動を自発的に行う民間団体等を「航路標識協力団体」に指定し、その活動を支援します。



海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

航路標識協力団体制度について

航路標識協力団体とは、航路標識法に基づき、管区海上保安本部長が指定した団体であり、航路標識の維持管理等の活動を自発的に行う民間団体等をいいます。

協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことが認められる法人等に対して行います。これにより、海上保安庁と連携して活動を行う団体に位置付けられます。



なお、協力団体としての活動以外では、協力団体と称して活動を行うことはできません。

航路標識協力団体として活動するメリット

工事等の申請 手続きの簡略化

航路標識に関する工事等の申請手続きが簡略化されます。

活動の実施に関し 必要な情報の入手

海上保安庁から、情報の提供や支援が受けられます。



収益活動が可能

団体の活動に附帯する活動として、収益活動を行うこともできます。

社会的信用度の 向上

国指定の団体として、活動することができます。

募 集

毎年、募集要項を作成し、募集期間等を定めて公募します。

管区海上保安本部のホームページ等に掲載しますので、募集の時期、方法等を確認してください。

なお、航路標識協力団体として指定を受けるには、申請資格や審査基準等に適合していることが必要となります。詳しくは、「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」や「募集要項」をご確認いただくとともに、最寄りの管区海上保安本部や海上保安部等にお問い合わせください。



本制度に関する情報はこちら↓



活動

航路標識協力団体の活動は、次の4つがあります。

活動 1

航路標識に関する工事又は航路標識の維持

例) 灯台の錆落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈り、簡易な点検 など



環境美化活動



草刈



簡易な点検

活動 2

航路標識の管理に関する
情報又は資料の収集及び提供

例) 灯台に関する歴史資料の収集、
保管 など



灯台の歴史に関する情報の収集活動



活動 3

航路標識の管理に関する
調査研究

例) 灯台の歴史調査、構造調査 など



灯台の歴史調査

活動 4

航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発

例) 灯台の一般公開、歴史資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催 など



灯台の一般公開



灯台及びその周辺のライトアップ



灯台の歴史等に関する資料館



夜間活動



灯台敷地内でのワークショップの開催

※上記活動1～4の活動に付随する
活動

例) 記念品の販売など



Q & A

Q 誰でも、航路標識協力団体になれるのですか。

A 航路標識協力団体の指定を受けるには、一定の申請資格を有し、過去の活動実績や今後の活動計画が適正であること等の条件を満たす必要があります。

詳しくは、「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」や「募集要項」をご確認いただくとともに、最寄りの管区海上保安本部、海上保安部等にお問い合わせください。



Q 航路標識協力団体は、どの灯台でも指定を受けることができるのですか。

A 航路標識協力団体は、活動される航路標識ごとに指定します。

Q 海上保安庁が航路標識協力団体に対して提供する情報とは、どのようなものですか。

A 具体例としては、航路標識の工事等に必要な航路標識の構造や設計の図面などの情報、他の航路標識協力団体の優良活動に関する情報などがあります。

Q 航路標識協力団体の行う収益活動には、どのようなものがあるのですか。

A 航路標識の周知啓発活動等に附随する活動として、飲物の販売や入場料等を徴収する場合などが想定されます。この場合、徴収する趣旨、徴収した料金を活動の原資にどう充てるか、収益の有無やその規模などを審査します。活動内容が本来の活動目的達成のために実施しているものであり、かつ、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で実施する見込みであると判断できる場合は、認めることとしています。

Q これまで草刈や清掃などのボランティア活動を行っていたのですが、指定を受けないと活動できなくなるのですか。

A 草刈や清掃活動等の小規模な作業については、指定を受けなくても、これまでどおり活動することができます。なお、指定を受けた場合には、海上保安庁から情報の提供や助言等の支援を受けることができますので、より一層、円滑に活動を実施できるものと期待されます。

お問合せ

※本制度に関するご質問やお問い合わせは、下記の管区海上保安本部交通部企画課までご連絡ください。
(※第十一管区海上保安本部は「交通企画課」)

管区本部名	電話番号	管区本部名	電話番号
第一管区海上保安本部	0134-27-0118	第七管区海上保安本部	093-321-2931
第二管区海上保安本部	022-363-0111	第八管区海上保安本部	0773-76-4100
第三管区海上保安本部	045-211-1118	第九管区海上保安本部	025-285-0118
第四管区海上保安本部	052-661-1611	第十管区海上保安本部	099-250-9800
第五管区海上保安本部	078-391-6551	第十一管区海上保安本部	098-867-0118
第六管区海上保安本部	082-251-5111		



令和4年2月24日
海上保安学校

海上保安学校連絡事項

卒業式の実施について

- ・ 3月27日（日）船舶運航システム課程航海コース第59期 152名（18）
 - 機関コース第59期 81名（3）
 - 主計コース第59期 46名（10）
- 航空課程第20期 22名（2）
- 情報システム課程第29期 33名（9）
- 管制課程第3期 14名（7）
- 海洋科学課程第30期 9名（2）

※（ ）は、女子学生を示し内数

※海洋科学課程は防衛省委託学生1名含む